

# ハローワーク長野 情報通信

令和4年10月

長野公共職業安定所  
電話 026-228-1300

[令和4年11月29日発表]  
R4-8

## 求人・求職の動き

有効求人倍率

有効求人人数

1.53

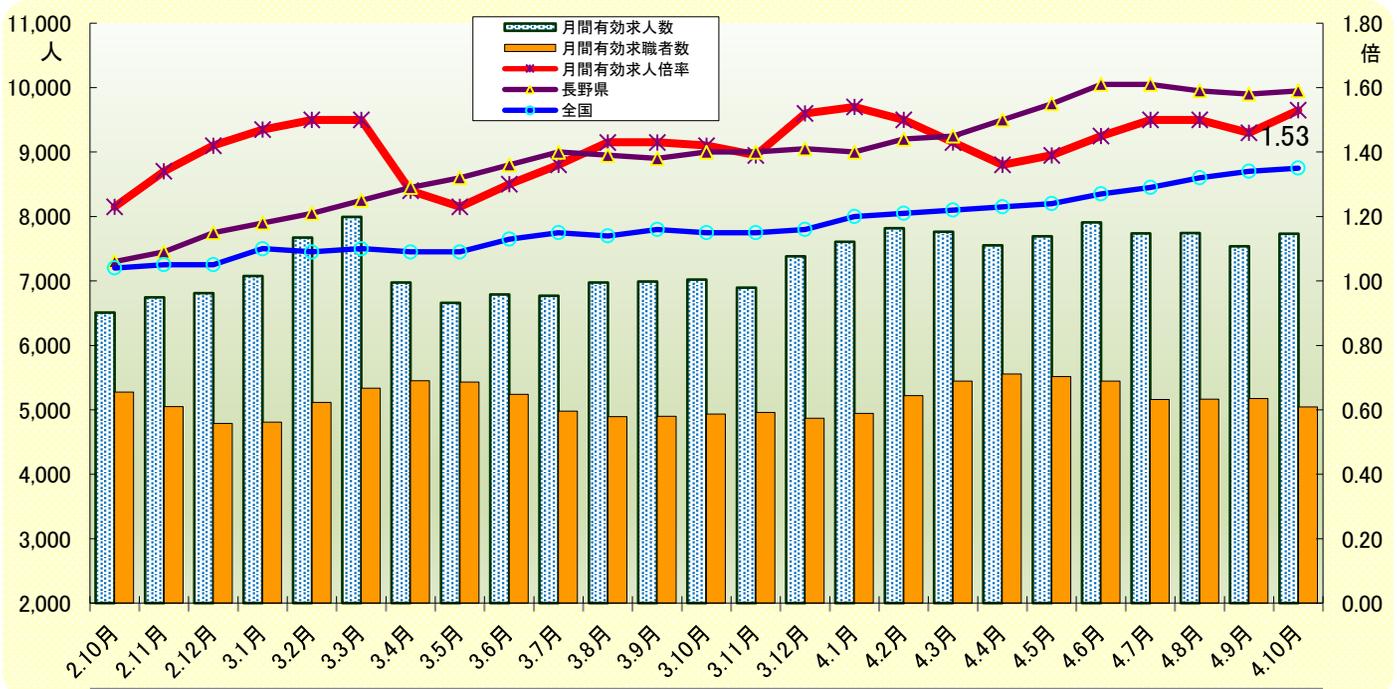
$$= \frac{7,731}{5,046}$$

{ フルタイム求人 4,783 }  
 { パート求人 2,948 }  
 { フルタイム希望 2,953 }  
 { パート希望 2,093 }

- ◆ 10月の月間有効求人倍率は前月を0.07ポイント上回り、前年同月を0.11ポイント上回った。月間有効求人人数は前年同月比10.1%の増加となった。
- ◆ 月間有効求職者数は前年同月比1.8%の増加となった。

令和4年10月  
長野県 1.59倍(全国9位)  
全国 1.35倍

### ①有効求人倍率の推移



全国及び長野県は季節調整値です。  
季節調整値の再計算が行われ、令和3年12月以前の全国及び長野県の数値は改定されています。  
なお、ハローワーク長野は実数値です。  
ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数等が含まれている。

### 過去2年間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
最近年	1.39	1.52	1.54	1.50	1.43	1.36	1.39	1.45	1.50	1.50	1.46	1.53
前年	1.34	1.42	1.47	1.50	1.50	1.28	1.23	1.30	1.36	1.43	1.43	1.42

## ② 新規求人・月間有効求人状況

- ◆ 10月の新規求人数は、前年同月比14.7%増加した。  
うち常用（パートを除く）は11.9%、パートは22.9%の増加となった。

		3.10	3.11	3.12	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	4.10
新規求人数	全 数	2,750	2,314	2,789	2,954	2,531	2,795	3,064	2,490	2,700	2,953	2,545	2,439	3,153
	前年比(%)	7.5	▲4.6	20.7	8.5	▲15.0	▲2.1	12.2	18.1	9.1	9.5	5.7	5.1	14.7
	うち 常用	1,590	1,194	938	1,638	1,295	1,490	1,770	1,297	1,427	1,719	1,305	1,333	1,779
	前年比(%)	4.9	▲8.6	▲37.8	5.1	▲15.9	▲13.8	6.5	9.8	4.2	▲0.5	▲2.5	2.5	11.9
	うち パート	960	987	938	1,054	1,065	1,163	1,142	1,038	1,127	1,016	1,074	948	1,180
	前年比(%)	▲0.3	▲4.0	36.7	6.7	▲14.7	16.5	18.6	34.3	28.9	22.1	15.5	26.2	22.9
	常用のうち正社員	1,151	882	1,101	1,198	888	1,143	1,232	915	1,116	1,194	976	1,075	1,324
	前年比(%)	2.2	▲9.0	0.8	6.3	▲18.4	▲4.3	▲1.5	0.0	3.2	2.3	▲2.2	3.5	15.0
	全数に占める 正社員の割合(%)	41.9	38.1	39.5	40.6	35.1	40.9	40.2	36.7	41.3	40.4	38.3	44.1	42.0
	月間有効求人数	全 数	7,021	6,893	7,384	7,605	7,816	7,764	7,553	7,694	7,906	7,737	7,741	7,539
前年比(%)		7.9	2.2	8.4	7.5	1.8	▲2.9	8.2	15.5	16.4	14.3	11.0	7.9	10.1
うち 常用		4,034	3,842	4,069	4,160	4,165	4,249	4,328	4,309	4,404	4,315	4,301	4,206	4,296
前年比(%)		1.2	▲5.5	▲1.1	▲1.1	▲5.2	▲7.7	5.0	7.2	9.3	5.6	2.3	0.5	6.5
うち パート		2,414	2,496	2,611	2,678	2,919	2,985	2,794	2,968	3,061	2,937	2,955	2,842	2,948
前年比(%)		3.6	1.0	7.4	6.1	3.5	1.3	12.9	29.3	32.4	32.3	26.6	23.7	22.1

※全数には臨時・季節を含み、うち常用はパートを含まない。

## ③ 新規求人の産業別割合（パートを含む）

- ◆ 10月の新規求人の産業別では、【I卸売業・小売業】において前年同月比25.9%の増加となった。主な要因としては、販売員などの新規求人が多かったことによる。【P医療・福祉】でも「社会保険・社会福祉・介護事業」の求人の増加により前年同月比18.0%の増加となった。そのほか月ずれで求人されたことなどで【G情報通信業】や【N生活関連サービス業・娯楽業】などでも前年を上回った。反対に、【D建設業】や【E製造業】、【O教育・学習支援業】では前年同月を下回ったが、【E製造業】では業種によって増減にバラツキがある。

産業別	新規求人数(人)	前年比(%)	産業別	新規求人数(人)	前年比(%)
<b>全 数</b>	<b>3,153</b>	<b>14.7</b>	G 情報通信業	71	69.0
D 建設業	215	▲6.1	H 運輸業・郵便業	58	7.4
E 製造業	465	▲4.3	I 卸売業・小売業	379	25.9
09 食料品	80	19.4	J・K 金融・保険・不動産業	97	9.0
15 印刷・同関連	14	▲17.6	M 宿泊・飲食サービス業	110	8.9
18 プラスチック	1	-	76 飲食店	53	0.0
24 金属製品	40	66.7	N 生活関連サービス・娯楽業	235	209.2
25はん用機械器具	1	▲75.0	O 教育学習支援業	23	▲52.1
27 業務用機械器具	2	0.0	P 医療・福祉	543	18.0
28 電子部品・デバイス・電子回路	52	36.8	R サービス業	746	0.4
29 電気機械器具	239	1.7	91 職業紹介・労働者派遣業	256	55.2
31 輸送用機械器具	7	▲46.2	その他の産業	211	74.4

※ その他の産業には、「A・B農・林・漁業」「C鉱業・採石業・砂利採取業」「F電気・ガス・熱供給・水道」「L学術研究・専門・技術サービス」「Q複合サービス」「S・T公務」を含みます。

#### ④ 新規求職・月間有効求職の状況

- ◆ 10月の新規求職者数は、前年同月比10.6%減少した。  
うち常用（パートを除く）は前年同月比8.2%の減少となり、パートも13.6%の減少となった。
- 月間有効求職者数は前年同月比で1.8%増加した。うち雇用保険受給者数は4.7%の増加となった。また、常用の求職者は2.4%増加した。

		3.10	3.11	3.12	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	4.10
新規求職者数	全 数	991	928	860	1,053	1,139	1,160	1,361	1,058	994	880	947	947	886
	前年比(%)	▲4.3	16.0	3.6	▲4.7	▲5.0	▲0.2	▲2.6	5.8	1.0	▲0.6	5.8	▲1.5	▲10.6
	うち 常用	607	550	512	696	706	714	740	613	597	575	619	567	557
	前年比(%)	▲6.2	14.1	▲2.3	5.9	▲4.2	▲0.4	▲3.8	7.5	▲1.2	0.9	5.5	▲4.9	▲8.2
	うち パート	381	334	267	339	431	437	612	442	393	304	326	379	329
前年比(%)	▲1.8	23.7	12.2	▲21.3	▲6.3	▲0.7	▲1.8	3.0	4.2	▲1.9	5.8	4.4	▲13.6	
月間有効求職者数	全 数	4,955	4,959	4,870	4,946	5,219	5,446	5,556	5,516	5,448	5,159	5,163	5,176	5,046
	前年比(%)	▲6.1	▲1.8	1.6	2.8	2.1	2.0	1.9	1.5	4.0	3.7	5.5	5.7	1.8
	うち雇用保険 受給者	1,341	1,286	1,203	1,196	1,168	1,203	1,273	1,378	1,451	1,493	1,530	1,474	1,404
	前年比(%)	▲23.8	▲19.1	▲17.9	▲13.6	▲10.9	▲8.4	▲3.9	7.7	0.8	2.6	9.8	9.6	4.7
	うち 常用	2,880	2,850	2,803	2,907	3,063	3,212	3,156	3,122	3,061	2,994	3,065	3,034	2,948
前年比(%)	▲8.8	▲4.5	▲0.3	1.6	1.2	1.0	▲1.3	0.2	3.6	3.8	6.6	6.1	2.4	

※全数には臨時・季節を含み、うち常用はパートを含まない。

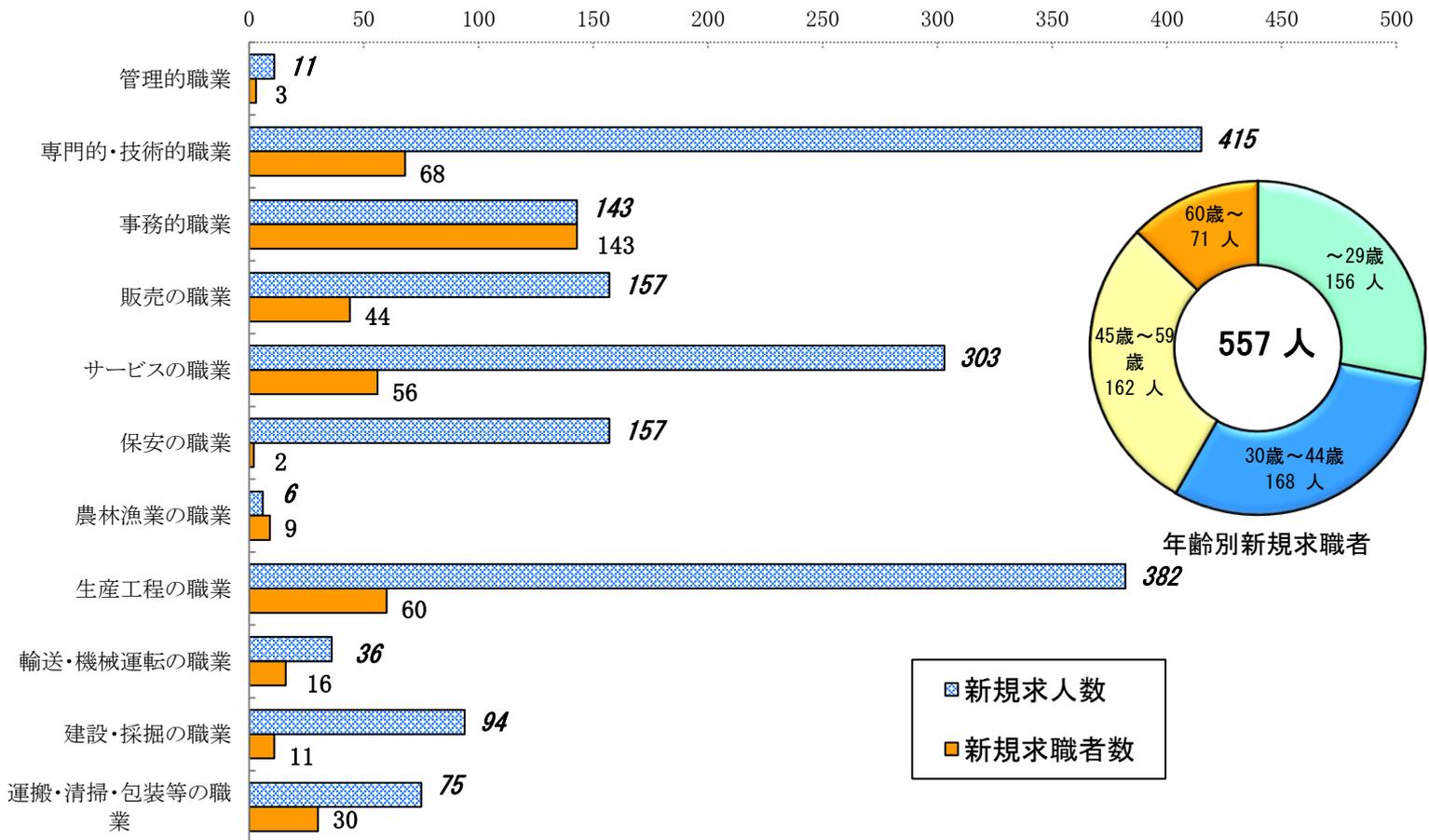
#### ⑤ 職業紹介・就職の状況（パートを含む）

- ◆ 10月の紹介件数は前年同月比27.7%減少し、就職件数も11.6%減少した。新規求職者に対する就職率は、前年同月より0.4ポイント減少した。

		3.10	3.11	3.12	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	4.10
紹介件数	全 数	1,120	1,138	995	1,153	1,813	1,664	1,105	1,032	1,134	911	926	1,013	810
	うち雇用保険 受給者	245	243	205	238	279	255	201	201	263	254	218	238	195
	前年比(%)	▲4.4	4.5	▲1.5	▲5.3	▲4.7	▲0.7	▲16.9	▲13.2	▲17.5	▲10.9	▲12.7	▲14.5	▲27.7
	有効求職者に対する紹介率	22.6	22.9	20.4	23.3	34.7	30.6	19.9	18.7	20.8	17.7	17.9	19.6	16.1
就職件数	全 数	328	302	283	247	356	539	358	346	371	290	253	318	290
	うち雇用保険 受給者	79	81	58	59	88	93	66	75	84	86	75	87	87
	前年比(%)	▲1.5	▲1.0	10.5	▲2.0	▲1.4	▲2.5	14.4	7.8	▲3.1	▲14.2	▲5.2	▲2.8	▲11.6
	新規求職者に対する就職率	33.1	32.5	32.9	23.5	31.3	46.5	26.3	32.7	37.3	33.0	26.7	33.6	32.7

⑥ 職業別新規求人・求職、年齢別新規求職者の状況(パートを除く常用)

- ◆パートを除く新規常用求職者数は557人で、前年同月比で8.2%減少した。
- ◆新規求人・求職者数を職業別に対比してみると、事務的職業、農林漁業の職業以外の職業で求人数が求職者数を上回っている。
- ◆年齢別新規求職者では、60歳以上を除き、ほぼ同じような割合となっている。



⑦ 新規求職者の態様別状況の推移 (パートを除く常用)

- ◆在職者は前年同月比9.9%減少し、離職者も2.4%減少した。
- ◆事業主都合による離職者は前年同月比13.8%増加し、自己都合離職者は前年同月比6.4%減少した。
- ◆無業者は前年同月比で27.7%減少した。

	3.10	3.11	3.12	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	4.10
在職者	253	235	221	338	372	323	240	255	248	262	267	234	228
前年同月比	0.0	5.9	▲2.6	8.3	▲6.5	▲3.9	0.8	11.8	0.4	19.6	7.2	▲15.5	▲9.9
離職者	289	272	245	312	288	312	431	316	292	266	301	286	282
前年同月比	▲11.3	22.0	▲5.8	9.5	▲0.3	9.9	▲3.6	11.7	▲3.9	▲8.0	0.3	2.9	▲2.4
うち事業主都合 離職者	58	56	50	61	59	57	124	74	59	49	68	58	66
前年同月比	▲34.8	9.8	▲28.6	▲15.3	▲14.5	▲16.2	2.5	15.6	▲23.4	▲31.9	15.3	1.8	13.8
うち自己都合 離職者	218	199	182	236	207	238	278	229	212	200	210	214	204
前年同月比	0.0	23.6	3.4	20.4	0.0	19.0	▲4.8	13.4	▲0.5	1.5	▲5.8	1.4	▲6.4
無業者	65	43	46	46	46	79	69	42	57	47	51	47	47
前年同月比	▲4.4	16.2	24.3	▲23.3	▲8.0	▲18.6	▲17.9	▲28.8	7.5	▲24.2	34.2	14.6	▲27.7

(新規求職者の態様別状況は、速報値であり修正があり得ます。)

⑧ 人員整理状況 (1件あたり10人以上)

	3.10	3.11	3.12	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	4.10
件数	0	0	0	1	0	1	1	0	0	2	0	1	0
人数	0	0	0	19	0	38	26	0	0	68	0	57	0

## 雇用保険の状況

### ⑨ 雇用保険適用事業所・被保険者・給付金受給者の状況

- ◆ 受給資格決定件数は、前年同月比3.4%増加した。
- ◆ 受給者実人員は、前年同月比7.0%増加した。

	3.10	3.11	3.12	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	4.10
事業所月末現在数	5,462	5,476	5,486	5,490	5,495	5,490	5,486	5,497	5,501	5,509	5,515	5,468	5,479
前年同月比(%)	▲1.1	▲1.0	▲0.8	▲0.8	▲0.8	0.2	0.2	0.3	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3
資格取得数	1,297	1,106	1,117	981	850	1,319	2,050	3,688	1,964	1,369	1,162	1,131	1,467
資格喪失数	1,388	1,456	1,211	1,554	1,117	1,435	3,864	1,408	1,379	1,482	1,387	1,423	1,707
被保険者月末現在数	119,710	119,316	119,242	118,713	118,432	118,320	117,086	119,375	119,933	119,873	119,620	119,336	119,036
前年同月比(%)	0.3	0.0	▲0.1	▲0.1	▲0.2	▲0.2	▲1.1	▲0.5	0.0	0.0	▲0.3	▲0.4	▲0.6
受給資格決定件数	237	181	167	187	235	235	369	352	271	230	255	210	245
前年同月比(%)	▲6.7	14.6	10.6	▲14.6	10.3	19.3	19.8	▲3.0	7.1	9.5	20.9	▲1.9	3.4
基本手当受給者実人員数	954	905	922	898	891	887	819	972	1,018	1,056	1,091	1,081	1,021
前年同月比(%)	▲35.5	▲29.2	▲22.7	▲18.4	▲9.5	▲8.2	▲13.8	8.6	▲1.5	▲1.4	3.3	7.2	7.0

(事業主の方へ)

### 令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置 (コロナ特例)の経過措置について(予定)

雇用調整助成金の助成内容は令和4年12月以降、通常制度としますが、業況が厳しい事業主については一定の経過措置を設けます。経過措置の対象範囲に該当する場合の**令和4年12月1日から令和5年3月31日**までの助成内容等は以下のとおりです。**※施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。**

#### 経過措置の対象範囲について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業等について雇用調整助成金のコロナ特例を利用した事業所が経過措置の対象となります。詳しくは本リーフレット「経過措置の内容について」及び裏面をご覧ください。

なお、コロナ特例を利用したことがない事業所が、令和4年12月1日以降の休業等について雇用調整助成金を利用する場合は、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります(一部緩和措置あり)。詳細は通常制度のガイドブック及び以下のリーフレットを参照ください。  
(ガイドブック) <https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>  
(リーフレット) <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

#### 経過措置の内容について

(注) 上段は助成率。下段は金額は1人1日あたりの上限額。  
括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合(※1)

判定基礎期間の初日		令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月
中小企業	原則(※2)	2/3 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3 (9/10) 9,000円	—
大企業	原則(※2)	1/2 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	1/2 (2/3) 9,000円	—

(※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無を確認します。

(※2) 生産指標が、前年同期比(令和元年から4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月10%以上減少している事業主。

なお、生産指標の確認は、対象期間が1年以上経過した事業主から順次対象となります。詳細は裏面を御確認下さい。

(※3) 生産指標が、直近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。申請月ごとに生産指標の確認を行います。

**【お問合せ先】 ハローワーク長野 事業所部門 ☎ 026-228-1300 (内線31#)**

## 特定求職者雇用開発助成金 (成長分野人材確保・育成コース)のご案内

デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野（以下、成長分野等）の業務に従事させる事業主が、就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れ、人材育成や職場定着に取り組み場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給します。

### 支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が支給対象期間（6か月）ごとに支給されます。

- ・（ ）内は、中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。
- ・短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

### 短時間労働者以外

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 就職氷河期世代不安定雇用者 生活保護受給者等	90(75) 万円	1年	45万円×2期 (37.5万円×2期)
65歳以上の高齢者	105(90) 万円	1年	52.5万円×2期 (45万円×2期)
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180(75) 万円	2年(1年)	45万円×4期 (37.5万円×2期)
重度障害者等（重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者）	360(150) 万円	3年 (1年6か月)	60万円×6期 (50万円×3期)

### 短時間労働者

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 生活保護受給者等	60(45) 万円	1年	30万円×2期 (22.5万円×2期)
65歳以上の高齢者	75(60) 万円	1年	37.5万円×2期 (30万円×2期)
障害者 発達障害者、難治性疾患患者	120(45) 万円	2年 (1年)	30万円×4期 (22.5万円×2期)

【令和4年4月現在】

「特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）」の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。  
支給要件などが変更される場合があります。詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにご確認ください。



## 「成長分野等の業務に従事させる事業主」の判断基準

「成長分野等の業務に従事させる事業主」に該当するかどうかは、対象労働者に従事させる業務の内容で判断します。  
デジタル、DX化やグリーン、カーボンニュートラル化に資する業務（以下、成長分野等の業務）に従事させる場合が対象です。該当・非該当の考え方は以下のとおりです。

該当する	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「成長を新しく生み出す」 デジタル等の製品や技術を新たに生み出すために直接必要な業務 例：デジタル等の製品・技術の開発 製造等（ウェア制作・ウェアデザインなどを含む）やこれと一連の業務（実験、テストなど）</li> <li>■ 「成長に直接寄与する」 デジタル等の製品や技術を新たに生み出すものではないが、デジタル化等の拡大に資するものと評価できる業務 例：デジタル等の製品や技術のインフラ整備 メンテナンス、営業・販売等の業務</li> </ul>
該当しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ デジタル等の製品や技術を使用するが、主な業務内容が成長分野と関連性が低い等 → デジタル化等の拡大につながらないため該当しない 例：デジタル製品を使用した事務業務 デジタル製品や技術を扱う会社の警備・清掃業務 電気自動車を利用した配送業務等</li> </ul>

### 該当する代表的な業務例

デジタル化 DX化	ソフトウェア・アプリの設計開発業務 ネットワークの設定・デジタル機器の運用保守業務 自社デジタル製品の営業販売業務 自社業務のDX化業務 など
グリーン化 カーボンニュートラル化	次世代太陽電池の技術開発業務 ハイオオマス素材製品の製造業務 ZEHの建設業務 電気自動車の販売業務 など

### 具体的な判断例

- 社内DXによって変革された経営システムを使用するだけの事務職員の業務  
→ 単にDX化されたシステムを使用しているのみであり、行っている業務をデジタル化、DX化していただければ、該当しない。
- ソフトウェア開発業務を行うが事務作業も行うような場合  
→ 対象労働者の主な業務内容がデジタル化等に資するものといえる場合は該当する。

厚生労働省ウェブサイトにて該当/非該当の参考事例集を掲載しています。



- ・ 少しでも成長分野等の業務を行えばよい、少しでも要素が入っていればよいというのではなく、対象労働者が従事する業務の主たる部分が成長分野等の業務に該当するといえる必要があります。
- ・ 成長分野等の業務の該当性は、計画書と報告書（2ページも参照）の記載に基づき判断されます。業務内容は、デジタル、DX化、グリーン、カーボンニュートラル化に資する業務であることがわかるように記載してください。
- ・ 計画書と報告書の記載内容から判断できない場合は、労働局職員が連絡し、追記等の依頼をする場合があります。